

香川県に建設工事の追加の入札参加資格申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

提出方法

県内業者・・・持参 新型コロナウイルス感染症の影響等により申請受付期間内に持参が困難な場合のみ、郵送による申請を受け付けます。

県外業者・・・郵送 申請期間内に簡易書留等により郵送してください。県内業者の受付期間とは異なりますので注意してください。

対象事業者

- ① 令和5年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない事業者
- ② 同名簿に登録されているが、新たな工事業種(又は営業所)を追加しようとする事業者
- ③ 同名簿に記載されている県外業者で、経営事項審査基準日時点のエコアクション21による技術評価点の加点を希望する事業者(経営事項審査時にISO14001の登録を有とした事業者を除く。)
- ④ 同名簿に舗装で登録されている県外業者で、経営事項審査基準日時点の香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点を希望する事業者

審査基準日

県内業者・・・建設業法に規定する主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者(香川県知事許可・大臣許可)のこと。

令和4年10月1日～令和5年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者・・・建設業法に規定する主たる営業所が香川県以外にある建設業許可業者(その他県知事許可・大臣許可)のこと。

令和4年9月1日～令和5年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

平均完成工事高要件

次の表に掲げる建設工事の種類[※]の資格審査申請を行うときは、経営事項審査における当該建設工事の平均完工高が同表に掲げる金額に達していない場合、その工事の種類[※]の申請をすることができません。

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事	500万円以上
とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、解体工事	0円超 (1円以上)

社会保険等の加入状況

適用除外の場合を除き、健康保険、厚生年金又は雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことができません。経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の欄により確認します。

有効期間

入札参加資格の有効期間は1年間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)です。

結果の公表について

資格審査の結果は、令和6年4月1日(月)に香川県建設業許可関連ホームページに掲載します。個別に通知はしませんので、ホームページでご確認ください。

【香川県建設業許可関連ホームページURL】

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/>

申請受付について

資格審査は、次の受付区分により行います。電子申請は利用できませんので、必ず書面で申請してください。

補正を求められた場合は、令和6年1月31日(水)午後5時までに補正を完了してください。

令和6年1月中に経営事項審査を受審する事業者についても、経営事項審査と同時の申請は受け付けておりませんので必ず下記の申請受付期間で申請してください。

番号	区分	受付区分	申請方法	備考
①	新規	令和5年度建設工事入札参加資格者名簿に <u>登録されていない</u> 事業者	県内業者 持参(要面談)	<u>必ず事前に電話で予約</u> した上で、お越しください。予約がない場合は受付できません。 (新型コロナウイルス感染症の影響等により申請受付期間内に持参が困難な場合のみ、郵送による申請を受け付けます。)
			県外業者 郵送	
②	追加	令和5年度建設工事入札参加資格者名簿に <u>登録されているが、新たな工事業種(または営業所)を追加</u> しようとする事業者	県内業者 持参(要面談)	<u>必ず事前に電話で予約</u> した上で、お越しください。予約がない場合は受付できません。 (新型コロナウイルス感染症の影響等により申請受付期間内に持参が困難な場合のみ、郵送による申請を受け付けます。)
			県外業者 郵送	
③	技術評価点加算	令和5年度建設工事入札参加資格者名簿に記載されている <u>県外業者</u> で、経営事項審査基準日時点の <u>エコアクション21</u> による技術評価点の加算を希望する事業者	郵送	<u>※令和5年度の格付において加算されている方も、令和6年度の再格付において引き続き加算を希望される方は、再度申請する必要があります。</u>
④		令和5年度建設工事入札参加資格者名簿に舗装で登録されている <u>県外業者</u> で、経営事項審査基準日時点の <u>香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加算</u> を希望する事業者	郵送	<u>※令和5年度の格付において加算されている方も、令和6年度の再格付において引き続き加算を希望される方は、再度申請する必要があります。</u>

申請受付期間

申請受付期間は次のとおりです。申請受付期間以外は受付できませんのでご注意ください。

受付区分	審査日時(土日祝除く)	審査場所
持参	令和6年1月24日(水)～1月31日(水) 午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時30分 ※新型コロナウイルスの影響等により申請受付期間内に持参が困難な県内業者に限り、この期間に郵送による資格審査を受け付けます。	県庁本館14階土木監理課内 (高松市番町四丁目1番10号) TEL:087-832-3507 【予約必要】 ※審査場所は土木事務所ではありません
郵送	令和6年1月4日(木)～ <u>1月23日(火)(消印有効)</u> <u>※簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。</u> <u>※封筒表面には「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。</u>	【宛先】 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

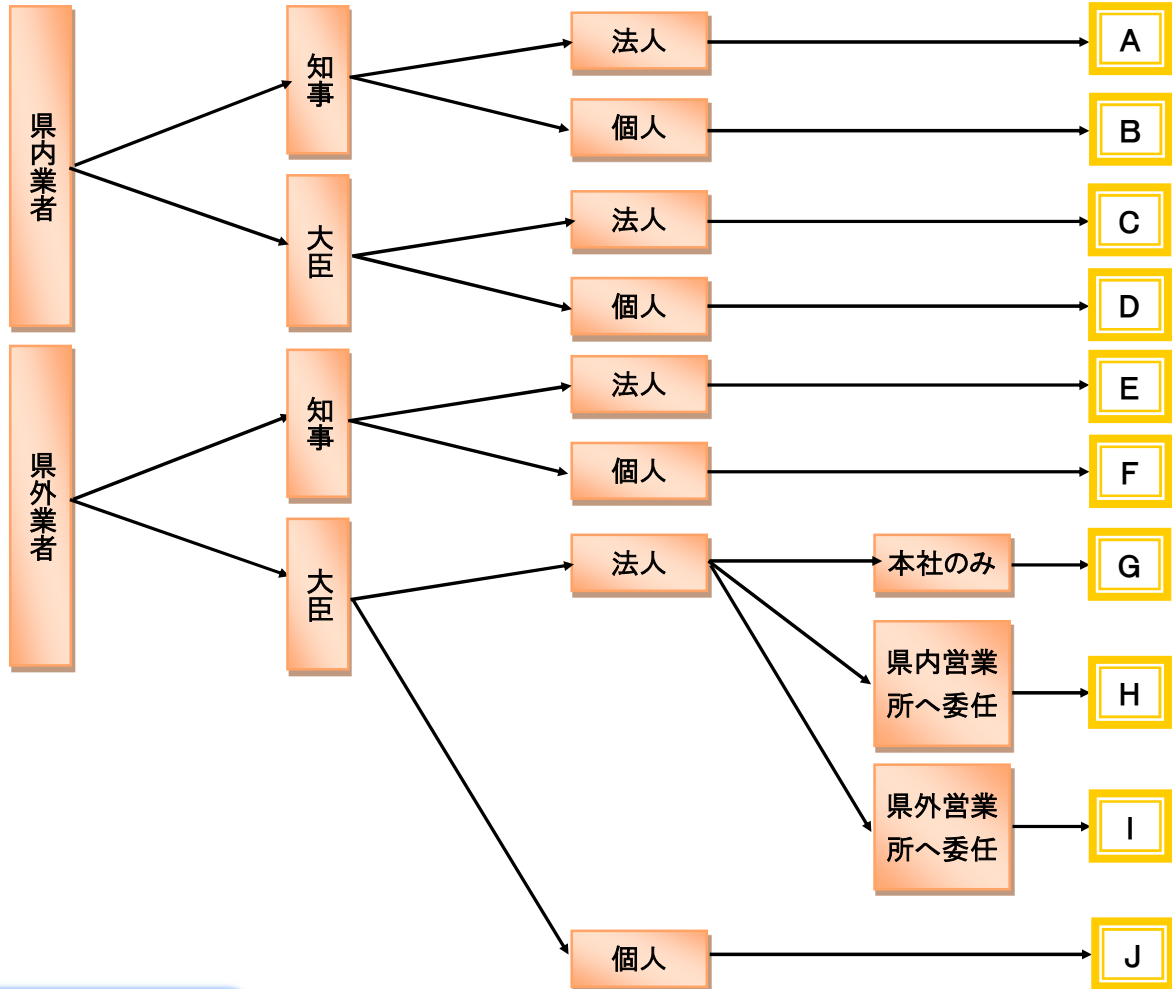
★令和6年1月31日(水)午後5時までに補正が完了しない場合受付できませんので、十分ご注意ください。

※郵送の場合も補正の期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

予約先: 土木監理課 契約・建設業グループ 【TEL】 087-832-3507

手続きフロー 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



委任営業所について

県内業者

・委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

県外業者

・本店を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「H」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「I」の県外営業所へ委任する業者となります。

※本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

・県外知事業者は、委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

提出書類について(①新規)

提出書類は次のとおりです。3ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

○・・・提出書類です。

△・・・該当する事業者のみが提出する書類です。

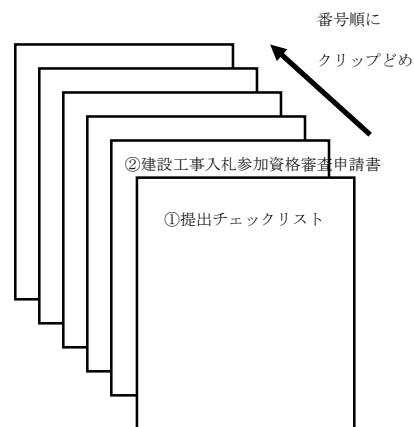
●・・・確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	受任営業所に関する書類								○	○	
⑦	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧	納税証明書(県税)	○	○	○	○				○		
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○						
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪	営業所写真			○	○				○		
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	エコアクション21登録証					●	●	●	●	●	●
⑭	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
⑮	返送用封筒					○	○	○	○	○	○

提出方法について

- ・提出書類①～⑮については、番号順にクリップどめをして提出してください。
- ・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。
- ・上記の区分に当てはまる区分がない場合は、土木監理課までお問合せください。

・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストを返送するため、84円(定形外の場合120円)切手を貼った⑮返送用封筒を同封してください。



提出書類について(②追加)

提出書類は次のとおりです。3ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

- ・・・提出書類です。
- △・・・該当する事業者のみが提出する書類です。
- ・・・確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

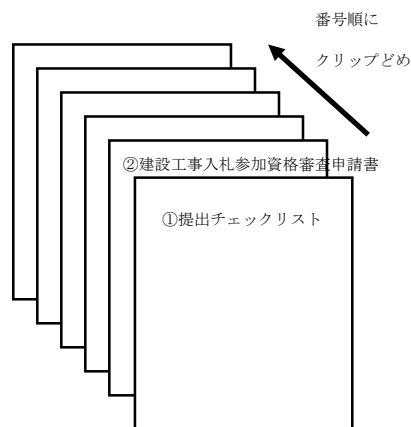
項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	受任営業所に関する書類								○	○	
⑦	納税証明書(国税)										
⑧	納税証明書(県税)								△		
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書										
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪	営業所写真								△		
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	エコアクション21登録証					●	●	●	●	●	●
⑭	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
⑮	返送用封筒					○	○	○	○	○	○

※⑧⑪は香川県内に営業所を追加される場合に必要です。

提出方法について

- ・提出書類①～⑮については、番号順にクリップどめをして提出してください。
- ・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。
- ・上記の区分に当てはまる区分がない場合は、土木監理課までお問合せください。

・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストを返送するため、84円(定形外の場合120円)切手を貼った⑮返送用封筒を同封してください。



提出書類について(③④技術評価点加点)

提出書類は次のとおりです。3ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

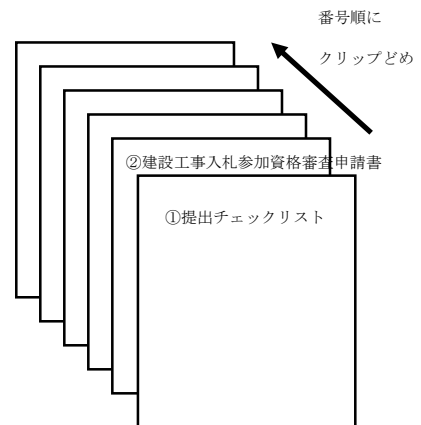
- ・・・提出書類です。
- △・・・該当する事業者のみが提出する書類です。
- ・・・確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト					○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書					○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書										
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類										
⑥	受任営業所に関する書類										
⑦	納税証明書(国税)										
⑧	納税証明書(県税)										
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書										
⑩	経審結果通知書										
⑪	営業所写真										
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	エコアクション21登録証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑭	舗装施工管理技術者確認書類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑮	返送用封筒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

提出書類について

- ・提出書類①～⑮については、番号順にクリップどめをして提出してください。
- ・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。

・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストを返送するため、84円(定形外の場合120円)切手を貼った⑮返送用封筒を同封してください。



項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	<p>【記載例11ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格申請に必要な書類を表示しています。 ・手続きフローをご確認の上、必要な提出書類を確認してください。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
②	建設工事入札参加資格審査申請書	<p>【記載例12ページ参照】</p> <p>様式をホームページからダウンロードして作成してください。</p>
③	申請営業所調書	<p>【記載例13ページ参照】</p> <p>様式をホームページからダウンロードして作成してください。</p>
④	申請業種等調書	<p>【記載例14ページ参照】</p> <p>様式をホームページからダウンロードして作成してください。</p>
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③のうち、いずれか1つを持参(郵送)してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの(印字された日付が令和5年10月1日以降であること。) ②建設業許可証明書(令和5年10月1日以降に発行されたものであること。) ③建設業許可通知書(令和5年10月1日以降に発行されたものであること。) ・①～③の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので持参(郵送)してください。
⑥	受任営業所に関する書類 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・受任営業所を設定する場合に、建設業法上の従たる営業所として建設業を営める営業所であることを確認します。 ・以下の①～②のうち、いずれか1つを持参(郵送)してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの ②建設業許可申請書 別紙二(2) ・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、建設業許可申請書 別紙二(1)も添付してください。
⑦	納税証明書(国税) (コピー可) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">様式注意！！</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月1日以降に発行されたもの。 ・免税業者も発行されます。 ・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします(xml形式は不可)。 ○法人の場合(様式その3の3) ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。 ○個人の場合(様式その3の2) ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。
⑧	納税証明書(香川県税) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月1日以降に発行されたものであること。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・すべての税目で未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。 ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
⑨	個人住民税の滞納がない旨の 証明書 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月1日以降に発行されたものであること。 ・県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・令和5年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要で す。 ・「個人住民税に滞納がない旨の証明書」は市町窓口の様式を用意しておりませんので、様式を 用意しないと交付は受けられません。様式はHPに掲載していますので利用してください。
⑩	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書(コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ○県内業者 ・審査基準日が令和4年10月1日～令和5年9月30日のもの。 ○県外業者 ・審査基準日が令和4年9月1日～令和5年8月31日のもの。 ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある<u>経営規模等評価申請書・総合 評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)</u>の コピーを提出してください。この場合、令和6年2月末日までに結果通知書を提出する必要がありま す(香川県知事許可業者は提出不要)。期限までに提出できない場合、事前にご連絡ください。
⑪	営業所写真	<ul style="list-style-type: none"> ・営業所の写真を提出する必要があるものは、新規の<u>県内大臣許可業者並びに県外業者のうち 香川県内に受任営業所を追加する場合</u>です。 ・専用の台紙に写真(令和5年10月1日以降のもの)を添付して提出してください。 ・台紙はホームページからダウンロードしてください。
⑫	技術評価点数項目等調書 (県外業者用)	<ul style="list-style-type: none"> 【記載例15ページ参照】 ・すべての県外業者が提出する必要があります。
⑬	エコアクション21登録証(コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するすべての県外業者が提示する必要があります。 ・エコアクション21の認証を受けた登録証(コピー)を提示してください。 ・審査基準日において<u>入札参加資格を得ようとする営業所の認証登録状況を確認</u>します。 ・<u>認証範囲に建設業が含まれていることが必要</u>です。 ・<u>令和6年度の再格付けにおいて引き続き加点を希望される方は、本申請要領に基づき、再度申 請する必要があります。</u>
⑭	舗装施工管理技術者資格者証	<ul style="list-style-type: none"> ・県外業者で、<u>香川県内の営業所で建設業に従事する職員</u>のうち、審査基準日時点で有資格者 がいる場合に提示してください。 ・土木施工管理技士とは別の資格です。 【確認書類】 ★(一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工技術者資格者証 (旧(財)道路保全技術センターが発行したものを含む) ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ★常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等) ・<u>令和6年度の再格付けにおいて引き続き加点を希望される方は、本申請要領に基づき、再度申 請する必要があります。</u>
⑮	返送用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送の場合、受付(審査済)印を押印した①チェックリスト(コピー)、⑫技術評価点数項目等調 書(コピー)、提示書類(⑬⑭)を返送するため、返信用封筒を同封してください。 ・令和6年2月6日(火)を過ぎても返信のない場合、香川県土木部土木監理課契約・建設業グ ループ(087-832-3507)までご連絡ください。

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について（※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします（xml形式は不可））のでご注意ください。）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

（書面の納税証明書を受け取る場合について）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

（電子納税証明書（電子ファイル）について）

香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

（県税のページ）

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

（県税のページ Q & A 納税証明書について）

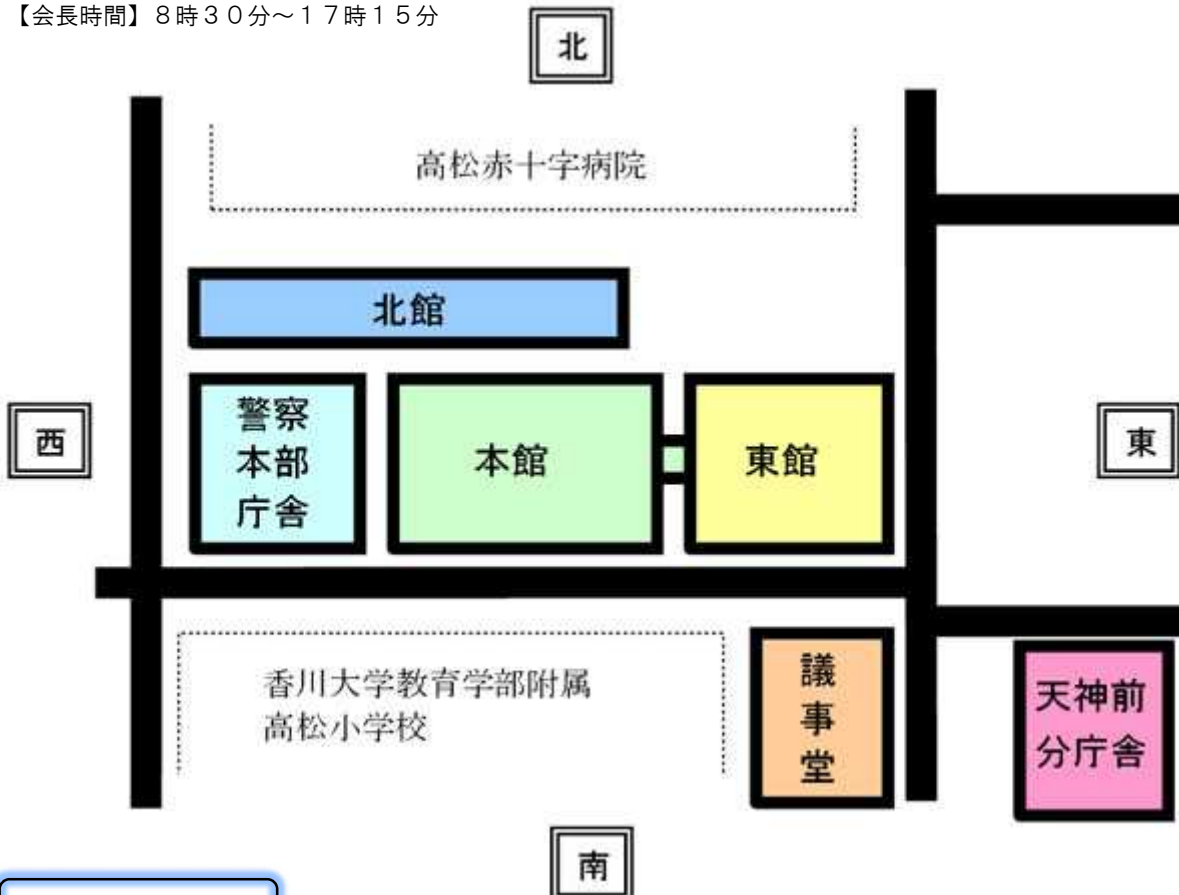
https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05

県庁舎配置図

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

【代表電話】087-831-1111

【会長時間】8時30分～17時15分



問い合わせ先

担当窓口	住所	電話番号
土木監理課(契約・建設業グループ)	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3507

技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）

（◎は1級相当、○は2級相当）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
0.0.5	監理技術者を補佐する資格を有する者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
1.1.1	1級建設機械施工士	◎																												
2.1.2	2級建設機械施工士（第1種～第6種）	◎																												
1.1.3	1級土木施工管理士	◎																												
2.1.4	2級土木施工管理士	◎																												
2.1.5																														
2.1.6																														
1.2.0	1級建築施工管理士	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2.2.1	2級建築施工管理士	◎																												
2.2.2																														
2.2.3																														
1.2.7	1級電気工事施工管理士																													
2.2.8	2級電気工事施工管理士																													
1.2.9	1級管工事施工管理士																													
2.3.0	2級管工事施工管理士																													
1.3.1	1級電気通信工事施工管理士																													
2.3.2	2級電気通信工事施工管理士																													
1.3.3	1級造園施工管理士																													
2.3.4	2級造園施工管理士																													
1.3.7	1級建築士	◎	◎																											
2.3.8	2級建築士	◎	◎																											
2.3.9	木造建築士	◎	◎																											
1.4.1	建設・総合技術監理（建設）	◎	◎																											
1.4.2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎	◎																											
1.4.3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎	◎																											
1.4.4	電気電子・総合技術監理（電気電子）																													
1.4.5	機械・総合技術監理（機械）																													
1.4.6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）																													
1.4.7	上下水道・総合技術監理（上下水道）																													
1.4.8	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）																													
1.4.9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎	◎																											
1.5.0	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																													
1.5.1	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎	◎																											
1.5.2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																													
1.5.3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																													
1.5.4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																													
電気工事士法	1.5.5 第1種電気工事士																													
消防法	1.6.8 甲種消防設備士																													
	1.6.9 乙種消防設備士																													
職業能力開発促進法	1.7.1 建築大工（1級）																													
	1.6.4 型枠施工（1級）	◎	◎	◎																										
	1.7.2 左官（1級）																													
	1.5.7 とび・とび工（1級）																													
	1.7.3 コンクリート圧送施工（1級）																													
	1.6.6 ウェルポイント施工（1級）																													
	1.7.4 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級）																													
	1.7.5 給排水衛生設備配管（1級）																													
	1.7.6 配管・配管工（1級）																													
	1.7.0 建築板金「タクト板金作業」（1級）																													
	1.7.7 タイル張り・タイル張り工（1級）																													
	1.7.8 築炉・築炉工・れんが積み（1級）																													
	1.7.9 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（1級）																													
	1.8.0 石工・石材施工・石積み（1級）																													
	1.8.1 鉄工・製鐵（1級）																													
	1.8.2 鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）																													
	1.8.3 工場板金（1級）																													
	1.8.4 板金・建築板金・板金工（1級）																													
	1.8.5 板金・板金工・打出し板金（1級）																													
	1.8.6 かからぶき・スレート施工（1級）																													
	1.8.7 ガラス施工（1級）																													
	1.8.8 塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）																													
	1.8.9 建築塗装・建築塗装工（1級）																													
	1.9.0 金属塗装・金属塗装工（1級）																													
	1.9.1 噴霧塗装（1級）																													
	1.6.7 路面標示施工																													
	1.9.2 農製作・農工（1級）																													
	1.9.3 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）																													
	1.9.4 熱絶縁施工（1級）																													
	1.9.5 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）																													
	1.9.6 造園（1級）																													
	1.9.7 防水施工（1級）																													
	1.9.8 さく井（1級）																													
その他	0.4.0 基礎くい工事																													
	0.6.0 解体工事																													
	0.6.4 基幹技能者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	7.0.3 能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	7.0.4 能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

令和6年度香川県建設工事入札参加資格審査申請チェックリスト

新規

国土交通大臣許可は〇〇、香川県知事許可は37、その他の県知事許可は経営規模等評価結果通知書の△△知事許可〇〇-□□□□□号の〇〇を記入

許可番号

大臣知事

コード

3 7

国土交通大臣
香川県知事

許可第

0 0 1 2 3 4 号

許可年月日

平成
令和

0 3

年

0 6

月

0 9

日

商号・名称

(株) 鈴木組

申請区分

電子申請

書面申請

申請要領「手続きフロー②」の提出区分A~Jに該当する項目に○をしてください。

項番	提出書類・確認書類 (凡例) ○…提出書類 △…該当する事業者のみが提出 ●…該当がある場合に提示	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	チェック欄
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	該当する選択提出区分A~Jについて、事前にチェックを行ってください。									
③	申請営業所調書											✓
④	申請業種等調書	○										✓
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○	
⑥	受任営業所に関する書類								○	○		
⑦	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
⑧	納税証明書(県税)	○	○	○	○				○			✓
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○							
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
⑪	営業所写真			○	○				○			
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○	
⑬	エコアクション21登録証					●	●	●	●	●	●	
⑭	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●	
⑮	返送用封筒					○	○	○	○	○	○	

申請業種の平均完工高要件を確認しましたか。 **いずれかに○をしてください。未確認(いいえ)の場合は受付できません。** → はい・いいえ

行政庁記入欄	受付日付印
この欄は記入しないでください。	

申請区分
新規 追加

建設工事入札参加資格審査申請書(書面申請用)

※行政庁記入欄(申請者は記入不可)

受付番号

令和 06年 01月 16日

令和6年度において、香川県で行われる建設工事に係る入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

当社(個人の場合は私、団体の場合は当団体)は、貴職が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請にあたり、現在及び将来において、香川県建設工事指入札停止等世界要領(別表第17号)から第21号までに基づく措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(別表第18号)に基づく措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(別表第19号)に基づく措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(別表第20号)に基づく措置要件とを誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被る

法人の種類は次の略号で記入すること。(個人事業は略号記入無)
 (株):株式会社(有):有限会社(資):合資会社(名):合名会社(合):合同会社
 (同):協同組合(業):協業組合(企):企業組合(一財):一般財団法人
 (公財):公益財団法人(一社):一般社団法人(公社):公益社団法人

資格審査申請先の長

香川県知事 殿

申請者

必ず片面コピー!

商号・名称カナ

スズキグミ

※法人の場合、(株)、(有)等、法人の種類別にフリガナを記入する必要はありません。

商号・名称

(株)鈴木組

※法人の場合、(株)〇〇組等と記入し、この場合括弧は全角を使用してください。

法人・個人

1 1法人 2個人

※法人の場合は1を、個人の場合は2を記入してください。以下同じ要領

代表者役職

代表取締役

代表者役職は次の略号で記入すること。
 代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、
 管財人、代表者 ※個人の場合は代表者と記入すること。

代表者氏名

鈴木 太郎

※姓と名を全角1スペース空けてください。

郵便番号

760-8570

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※都道府県名から記入してください。県内企業も香川県から記入し、「丁目」「番」「号」については「-」(ハイフン)を使用してください。また「大字」「字」の表記は省略し、ビル名も記入する必要はありません。例 香川県高松市番町4-1-10 以下同じ要領

TEL

087-832-3507

※例:087-831-1111

法人番号

1234567891011

個人事業主の場合は0を13桁記載してください(0000000000000)。

許可番号

1 (1 香川県 知事 2国土交通大臣) 第 001234号

※許可番号は6桁となるように0を記入してください。

許可年月日

平成 02年 06月 09日

※業種追加、般・特両方保有の場合等により、許可年月日が異なる場合は最も古いものを記入

※1桁の場合、06、09等と記入してください。例:令和2年6月9日→令和02年06月09日 年月日の記入については以下同じ要領

担当者

※この申請内容の全てを説明できる者として。なお、連絡先部課名は所属営業所名から記入してください。例:本社総務部総務第2課、大阪支店営業部建設課

連絡先部課名

本社総務部建設第2課

連絡先担当者名

香川 建

部課がない業者は、法人の場合は本社又は本店と記入し、個人の場合は本店と記入してください。

※姓と名を全角1スペース空けてください。

連絡先TEL

087-832-3507

※例:087-831-1111

行政書士

※行政書士が代行する場合に必要。行政書士が記入してください。

※姓と名を全角1スペース空けてください。

行政書士名

高松 次郎

職印

所在地

香川県高松市林町2217-15

TEL

087-868-9905

※例:087-831-1111

申請営業所調書(書面申請用)

※行政庁記入欄(申請者は記入不可)

受付番号

営業所

県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ出してください。

営業所(1)

1

郵便番号

760-8570

TEL

087-832-3507

※例:087-831-1111

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

※商号・名称カナを記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例:スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

(株)鈴木組 高松営業所

※商号・名称を記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例:(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

営業所長

受任者氏名

香川 三郎

※姓と名を全角1スペース空けてください。以下同じ要領

受任者役職は「営業所長」、「支店長」等できるだけ簡潔に記入してください。

営業所(2)

2

(注意!)

支店・営業所カナ、支店・営業所については、この記入例のように商号名称を記入した上、**全角1スペース空けて**から支店・営業所を記載してください。

郵便番号

※例:087-831-1111

所在地

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

※商号・名称カナを記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例:スズキグミ タカマツエイギョウシヨ

支店・営業所

※商号・名称を記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例:(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入した上、申請業種等調書を作成してください。営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書を作成してください。

必ず片面コピー!

争入札参加資格審査申請にあたり、

【委任事項】

1. 見積及び入札に関する一切の権限
2. 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限
3. 代金の請求及び受領に関する一切の権限

[香川県に対して申請する県外業者の方へ]

①香川県の場合、上記権限を委任できる営業所(支店)の数は2つまでとします。

(上限の例1)

本社は直接契約を行わず、土木一式については大阪支店に、建築一式については広島支店に権限を委任する場合、この場合、本様式には大阪支店と広島支店を記入します。

②ただし、当社が一部の申請業種についてのみ営業所に権限を委任する場合は、委任できる営業所数は1つとします。

(上限の例2)

土木一式については当社が直接契約を行い、建築一式については名古屋支店に権限を委任する場合、この場合、本社情報は入札参加資格審査申請書に記入していますので、本様式には名古屋支店のみを記入します。

申請業種等調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

必ず片面コピー！

（申請業種）

営業所名	CD	業種名	申請業種 ○を記入	平均完成工事高要件
高松営業所		土木	○	500万円以上
高松営業所		建築	○	500万円以上
		大工		—
		左官		—
		とび		—
		石		—
		屋根		—
		電気		500万円以上
		管		500万円以上
		タイル		—
		鋼構		1円以上
		鉄筋		—
本社		舗装	○	500万円以上
		塗装		1円以上
		電通		1円以上
高松営業所		造園	○	1円以上
		解体		1円以上
		水道		—
		消防		—
		清掃		—
		解体		1円以上

平均完成工事高要件を満たさない業種は申請できません。

行政庁記入欄なので記入しないでください。

「営業所名」の欄は、**県外業者であって主たる営業所以外に申請営業所がある場合に記入してください。**
 県内業者又は県外業者であって主たる営業所のみが申請営業所の場合には記入の必要はありません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負にかかる見積り・入札・契約締結を行う営業所名（本社を含む。）を記入してください。（同一業種について、営業所間の重複は認められませんのでご注意ください。）
 これは、舗装については本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園については高松営業所に契約締結権限を委任する場合の申請例です。

香川県に申請する場合、5業種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）については経営事項審査における平均完成工事高が500万円未満の場合には、その業種の申請を行うことができません。
 経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高であらかじめご確認ください。
 なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算してご確認ください。

香川県に申請する場合、8業種（とび、鋼構造物、塗装、機械器具、電気通信、造園、建具、解体）については経営事項審査における平均完成工事高が0の場合には、その業種の申請を行うことができません。

技術評価点数項目等調書（県外業者用）

受付番号

商号・名称

(株) 佐藤組

許可番号

1 (1 愛媛県 知事 2 国土交通大臣) 大臣・知事コード 38 第 111111 号

経審査審査基準日

令和 05 年 04 月 30 日 ※審査基準日が令和3年9月1日以後の場合は、令和3年9月1日以前に審査された日付を記入してください。

審査基準日時点で更新審査を受けており、更新の審査結果がまだ終わっていない場合に、更新審査日を記入してください。

エコアクション
21

1 1有2無(有効期間満了日 令和 06 年 05 月 20 日 更新審査日 令和 年 月 日)

※審査: 無の場合も必ず2を記入してください。

1(有)の場合は、0人の場合も0と記入してください。記載してください。
2(無)の場合は、記入不要です。

舗装の申請

1 1有2無 舗装施工管理技術者 1級 3 人 2級 2 人

※県外業者が舗装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者（上記経営事項審査基準日に、香川県内の営業所において建設業に従事する有資格者数）

県内在住資格者（上記の経審査審査基準日時点）県外業者のみ記入する。

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
土木	3	5
建築		
大工		
左官	県内在住資格者がいない場合は、「該当なし」と記入してください。	
とび		
石		
屋根		
電気		
管		
タイル		
鋼構		
鉄筋		
舗装	11	8
浚渫		

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	1級	2級
板金		
ガラス		
塗装		
防水		
内装		
機器		
熱絶		
電通		
造園		
さく井		
建具		
水道		
消防		
清掃	1	
解体		

※香川県内の営業所で建設業に従事する県内在住の資格者の人数を記入 1級＝1級土木施工管理技士、1級建築士等 2級＝監理技術者補佐、登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等 詳細は、申請要領の「技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）」をご確認ください。

受付日付印